

京都市告示第128号

京都市元離宮二条城条例第2条及び第5条の規定に基づき、元離宮二条城の開城時間、休城日及び入城料を、また京都市元離宮二条城条例施行規則第1条の規定に基づき、元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成29年5月15日

京都市長 門川 大作

1 開城日

平成29年7月4日（火）、11日（火）、18日（火）、25日（火）及び同年8月1日（火）、8日（火）、15日（火）、22日（火）、29日（火）を臨時開城する。

ただし、二之丸御殿については公開しない。

2 開城時間及び入城受付時間

平成29年7月1日から同年8月31日までの開城時間及び入城受付時間に午前7時から午前8時45分を追加する。

ただし、二之丸御殿については変更しない。

3 入城料

1により臨時開城する日の入城料を一般個人400円（通常600円）、一般団体400円（同500円）及び中高生200円（同350円）に減額する。

ただし、小学生の入城料については減額しない。

（元離宮二条城事務所）